■入居者の資格等

○　住宅に困っていることが明らかな人

○　原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者を含む）がある人

・**母子世帯**･･･配偶者のいない女子であって、児童（20 歳未満者）を扶養している世帯

・**高齢者世帯**･･･入居者が 50 歳以上及びその親族で次のいずれかに該当する者のみからなる世帯

イ 50 歳以上の配偶者
ロ 18 歳未満者
ハ 身体障害者の方で障害の程度が４級以上の者で身体障害者手帳に記載されている者
ニ 重度又は中度の知的障害者
ホ １級または２級の精神障害者で、かつ精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

・**身体障害者世帯**･･･入居申込者または同居する親族が次のいずれかに該当する世帯

イ 恩給法に定める障害者で、かつ戦傷病者手帳の交付をうけた者
ロ 身体障害者の方で障害の程度が４級以上の者で身体障害者手帳に記載されている者
ハ 重度又は中度の知的障害者
ニ １級または２級の精神障害者で、かつ精神障害者保健福祉手帳に記載されている者

・**単身者世帯**･･･公営住宅法施行令第６条第１項に規定する（214,000 円以下）者の単身の世帯

※以下に該当する方は単身での入居が可能

・　身体障害者の方で障害の程度が１級から４級の方
・　戦傷病者手帳の交付を受けている方（一定の条件があります）
・　原爆被爆者の方（一定の条件があります）
・　生活保護法による被保護者
・　海外からの引揚者で引揚の日から５年を経過していない方
・　ハンセン病療養所入所者等

○　収入月額が一定基準以下の人

・　収入月額の基準

一般の方　　１５８，０００円　　身体障害者等　２１４，０００円

・　収入月額の計算方法

（入居される方全員の所得の合計額 － 控除金額）÷１２月

※　入居までに退職される方又は退職された方の所得は含まない。

・控除金額

配偶者、扶養者又は同居者	１人につき３８０，０００円
配偶者、扶養者のうち老人（７０歳以上）	＋１００，０００円
扶養者のうち特定扶養（１６歳～２２歳）	＋２５０，０００円
入居者、扶養者又は同居者に障害者がいる場合	１人につき２７０，０００円
〃　に特別障害者がいる場合	＋１３０，０００円
入居者又は同居者に寡婦又は寡夫のいる場合（その者の所得額が上限）	２７０，０００円

○　地方税（市町村民税等）を完納している人

○　申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない方

○　町内に１年以上在住している人を連帯保証人に付けられる人

○　敷金として家賃３ケ月分を支払える人